Title	著作権法におけるスタンダード型規範の司法による法形成:権利制約メニューとしての引用規定、著作物性、類似性について[論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	陳,信至
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第12969号
Issue Date	2018-03-22
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/69397
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Туре	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Hsin-chih_Chen_review.pdf (審査の要旨)



## 学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士(法学) 氏 名 陳 信 至

 主
 査
 教
 授
 田
 村
 善
 之

 審查担当者
 副
 査
 教
 授
 吉
 田
 広
 志

 副
 査
 教
 授
 上
 野
 達
 弘(早稲田大学法学学術院)

著作権法におけるスタンダード型規範の司法による法形成 一権利制約メニューとしての引用規定、著作物性、類似性について

本論文は、日本の著作権法の現状の把握からスタートし、技術的社会的環境が変化しているにも関わらず、権利は広範に定められるのに対して、権利の制限はピンポイントに特定の利益団体を保護するものに止まっていることを明らかにする。本論文は、その原因を、多数の者の私的な活動を規制する権利を人工的に特定の者に与える著作権法は、政策形成過程の少数派バイアスを最も被りやすい制度であることに求めている。その結果、立法による対応には多くを期待できず、ゆえに司法による介入が必要であるというのである。

そのうえで、本論文は著作権侵害の要件に関する裁判例の現状分析に移行する。そこでは、著作物性について、第一に、創作性の要件は、裁判例の具体的な運用では、結局、①既存の原作をそのまま模して作成されたものに加えて、②後発者にとってその他の採りうる表現が十分に残されていないアイデアの不可避的な表現・ありふれた表現を保護の対象から除くものとされている。より具体的には、①は、創作者が接した既存の原作をそのまま複製したものについて、独自創作が証明されない限り、著作物性を否定する、②は、文字数 60 字程度に達しない短い言語表現に対して定型的に著作物の創作性を否定する要件として機能している、という。第二に、文化の範囲の要件に関しては、具体的には、表現媒体となる物品の実用的な機能を実現するためにその立体的なデザインの表現が大きく制約されている物品の立体形状について、あるいは、本文用のテキスト系の書体について、定型的に著作物性を否定するものとして機能している、という。

次に、著作権の保護範囲に関しては、裁判例では、具体的には、創作的表現の共通性と、ユーザーによる印象の共通性の両者の基準で判断されている、とする。学説では、創作的表現の共通性によって一元的に判断する見解と、江差追分最高裁判決が提唱した本質的特徴の直接感得性基準を承認し、そこで創作的表現の共通性以外の要素の比較を行うべきとする見解が対立しているが、本論文は、創作的表現の再生とは別に、市場における代替可能性の問題を正面に据えるべきであるとして、創作的表現の再生の一元論には与しないとする。

最後に、著作権の制限について一般的に活用しうる引用条項につき、裁判例は、引用する側の著作物と引用される側が明瞭に区別されていることという明瞭区別性と、前者が主、後者が従という関係にあるという附従性の二要件説を堅持してきたが、最近では、こうした二要件にとらわれることなく、より柔軟な処理が可能な抽象論を説くものが主流となりつつある。しかし、その具体的な運用にあっては、引用が認められることは少なく、許容されるものの大半は批評目的の場合であり、冒用の場合はもちろん、新たな創作活動に利用する場合も基本的に引用該当性は否定されている。その結果、裁判例における引用規定の運用を前提とする限り、フェア・ユースの

ように広範な権利範囲に風穴をあける機能を期待することは困難である、という。その理由を、 本論文は、政策形成過程のバイアスの結果、個別の制限規定が細かく規定されている著作権法の 構造に裁判官が影響を受けているということに求めている。

結論として、本論文は、政策形成過程のバイアスが条文の構造に反映されている著作権の制限 規定よりは、抽象的に規定されているために、裁判官が規定の構造に縛られることなく相対的に 自由に判断しうる著作物性や保護範囲についての運用をより柔軟にする解釈論が望ましいとまと めている。

評価であるが、第一に、日本の著作権制度の立法過程の現状分析の部分では、従前の議論が活用されているが、本論文の主たる主張というよりは、むしろその問題意識の前提を披露するものである。しかも、網羅的に議論を俯瞰している点では他の追随を許さず、その意味で、この前提部分からして価値のある業績ということができる。第二に、このようにして特定された問題に対する解決手段について従前の学説が、一般的に司法の活用を提唱するに止まっていたのに対し、著作物性、保護範囲、制限規定に分けて、裁判官が条文の構造から自由に判断しうる舞台はどこかという視点を提供した点に高い独創性が認められる。もっとも、分量が極めて多く、個別論点につき微に入り細に入り検討が施されているために、全体の論旨が読みとりづらいところがあることは否めない。しかし、個別の要件に対する考察自体、従前の議論を総括したうえで、それぞれに一歩ずつ進める考察が加えられており、著作物性、保護範囲の部分だけでも学位に値するほどの質、量を誇っている。本論文は、網羅的な文献の渉猟に基づく従来の議論の誠実な分析がしっかりしており、これを踏まえたうえで、それぞれの論点について一歩ずつ新たな知見と考察を深めるとともに、新たな考察の視点を提供するものであり、審査委員全員の一致をもって博士号取得に値すると判断した。